

令和 7 年度

奈良市内部統制評価報告書審査意見書

奈良市監査委員

奈 監 第 37 号

令和 8 年 8 月 26 日

奈良市長 仲 川 元 庸 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一

同 寺 川 拓

同 植 村 佳 史

同 樋 口 清二郎

令和 7 年度奈良市内部統制評価報告書審査意見書の提出について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 150 条第 5 項の規定により審査に付された、
令和 7 年度奈良市内部統制評価報告書について審査した結果、次のとおりその意見書を
提出します。

令和 7 年度奈良市内部統制評価報告書審査意見書

目 次

1	審 査 対 象	1
2	審 査 期 間	1
3	審査の着眼点	1
4	審 査 方 法	1
5	審 査 結 果	1
6	備 考	3

令和 7 年度奈良市内部統制評価報告書審査意見書

1 審査対象

令和 7 年度奈良市内部統制評価報告書

2 審査期間

令和 8 年 6 月 29 日から同年 8 月 24 日まで

3 審査の着眼点

市長が作成した令和 7 年度奈良市内部統制評価報告書(以下「評価報告書」という。)について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されているか、また、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査した。

4 審査方法

令和 8 年 6 月 29 日付けで提出された評価報告書及びその関係資料の査閲、照合等を行うとともに、関係職員への質問等を行う方法で審査を実施した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

5 審査結果

(1) 評価手続について

ア 全庁的な内部統制

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成 31 年 3 月総務省公表(令和 6 年 3 月改定))の「(別紙 1) 地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」に準拠して作成された「全庁的なリスク対応策の整備及び運用に係る評価項目」に従い、28 項目の点検、評価が行われていた。

当該点検作業を行うに当たっては、根拠となる条例、規則、計画、指針等を確認し、その運用状況も見た上で評価されていたことから、その手続は相当であると認められる。

イ 業務レベルの内部統制

全ての対象課が業務の自己点検を実施し作成したリスクマネジメント報告書について、「業務レベルの内部統制の整備状況及び運用状況に係る評価項目」に従い、40 項目の点検、評価が行われていた。

また、本年度から新たに評価対象となった企業局から 2 課を抽出し、「リスクマネジメント報告書の自己点検の状況についてのモニタリング」及び「財務事務

に関する内部統制のヒアリング」を実施し、業務レベルの内部統制の整備状況及び運用状況を確認していた。

これらのことから、業務レベルの内部統制に関する評価手続は相当であると認められる。

(2) 重大な不備について

ア 重大な不備の判断について

本年度において報告された不備発生報告計 80 件のうち、「人事課職員へのなりすましによる人事データ等への不正アクセス」及び「支援措置申出者（DV）の住所情報の不適切提供」の 2 件について、重大な不備に該当すると判断している。

「人事課職員へのなりすましによる人事データ等への不正アクセス」については、人事課職員の ID 及びパスワードを不正に取得して人事課職員になりすまし、人事データ等を不正に閲覧していた事案である。このような不正アクセスが起きた背景には市における情報セキュリティ対策上の問題があったことから、本事案については、全庁的な内部統制における重大な不備に該当するとしている。

「支援措置申出者の住所情報の不適切提供」については、支援措置申出者の住所情報が記載されている書類をその相手方に誤って手渡ししてしまった事案である。要配慮個人情報の漏えいは人の生命・身体にかかわる事項であることから、本事案については、業務レベルの内部統制における重大な不備に該当するとしている。

これらの事案は、内部統制の「重大な不備」の判断基準に照らし、「市政に対する信用失墜の程度が甚だしいもの」及び「市民等に対する権利侵害の程度（市民等の生命・身体に係る事件等）」に該当するものであることから、重大な不備に当たるとした評価部局の判断は相当であると認められる。

イ 重大な不備の是正状況について

「人事課職員へのなりすましによる人事データ等への不正アクセス」については、DX 推進課及び人事課の 2 課から内部統制不備発生報告書が提出されている。

このうち、DX 推進課においては、不備発生の原因が、システムにログインする際の ID やパスワードについて容易に推測できる設定を許容していたことや定期的なパスワード変更を促す設定をしていなかったことにあるとしている。このような原因を踏まえ、今後の再発防止策として、パスワードに使用できる文字列に複雑性を持たせた上で全職員のパスワードを変更させ、その後もパスワードの定期的な変更を促す設定を行うとともに、毎年実施している情報セキュリティ研修において全職員への教育を実施したとしている。

また、人事課においては、不備発生の原因が、人事課管理のフォルダに人事課職員以外の者がアクセスすることを想定していなかったため、重要なデータにパ

スワードを設定するなどの防御措置を講じていなかったことにあるとしている。このような原因を踏まえ、今後の再発防止策として、人事に関する特に重要なデータについてパスワードを設定し、担当者以外の者が閲覧できないようにしたとしている。

次に「支援措置申出者の住所情報の不適切提供」について、所管課である子ども給付課は、その発生原因が、同課利用のシステムにおいて支援措置申出者の情報を取り込んでいるものの、帳票出力の際に当該情報が設定されていることを判別し分離するような仕組みになっていなかったこと、また、支援措置申出者の有無を確認するようなチェック体制が構築できていなかったこと、及び書類の配付について、宛名にかかわらずなく幼保施設への送迎者に慣例的に手渡しで行われていたことにあるとしている。このような原因を踏まえ、今後の再発防止策としては、システム内の宛名データと支援措置申出者の情報をリストで突合できるようにシステム改修を行うとともに、職員のチェック体制を強化し、併せて支援措置情報の取扱いマニュアルの再点検を行ったとしている。加えて、書類の配付は、手渡しではなく郵送で行うこととしたとしている。

上記のように報告のあった各事案の是正状況については、提示された再発防止策が適切に実施されることを前提として相当であると認められる。

以上のように、令和7年度奈良市内部統制評価報告書について、審査した限りにおいて評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められる。

なお、本年度における重大な不備のうち、「支援措置申出者の住所情報の不適切提供」については、同種の情報を取り扱う他の部局にも情報共有されており、市が、全庁的な課題と認識し取り組んでいることがうかがえる。過去においても同様の事象が発生していることを踏まえ、市として二度と同じことを繰り返すことがないよう、最大限の注意を払って職務に当たられることを要望する。

6 備考

本年度の内部統制評価における重大な不備の候補選定に当たり、新たにA Iを活用した事前判定の仕組みが導入された。これは、評価に当たり主観的な判断を排除し、評価対象に対して一貫した評価基準を適用して評価の公正性と客観性の向上を図ること、及び各課から提出される内部統制不備発生報告書全件の一次判定、評価結果の要約にA Iを活用することで、審査に係る膨大な事務負担を軽減し、業務の効率化を図ることを目的としている。

昨今においてA Iの活用は、このような目的を達成するための有効な手段になりつつあり、その導入は時代の潮流に沿った適切な判断であったと考える。

一方、A Iを活用する際に的確な判定基準を示さず、あるいは、正確な情報提供を

行わなければ誤った判定結果が導き出されるおそれがある。また、仮に的確な判定基準を設定し、正確な情報提供を行ったとしても、A I 自身が誤った認識をして不適切な結論を導き出す可能性もある。このような懸念がある中、本年度の内部統制評価における重大な不備の判断に当たっては、最終的な判断を内部統制推進委員による協議を経て行っており、最も重要な判断は人が行う体制を維持している。その点において、A I 判定が抱える課題も踏まえて適切な運用がなされていたものとする。

以上のことを踏まえ、引き続きA I 判定における課題を適切に理解した上で、判定基準の妥当性の検討や入力情報の精緻化により判定精度の向上に努め、もって内部統制制度の充実を図られたい。